

医療法人 社団 行政会 定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人 行政会 と称する。

第2条 本社は、事務所を 茨城県水戸市笠原町978番地25 に置く。

コメント [SATOSHI1]: 必ず地番
まで明記

第2章 目的及び事業

第3条 本社は診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

行政クリニック 茨城県水戸市笠原町978番地 25

コメント [SATOSHI2]: 医療法人
名と必ずしも一致するわけではない

第3章 社員

第5条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し、又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第7条 止むを得ない理由があるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第8条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

コメント [SATOSHI3]: 医療法
改正後の検討必要

第4章 資産及び会計

- 第9条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって理事長が管理する。
- 第10条 資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。
- 第11条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。
- 第12条 本団の会計年度は、毎年 6月 1日に始まり翌年 5月31日に終わる。
- 第13条 本団の決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを茨城県知事に届け出なければならない。
- 第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

- 第15条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上7名以内
 - うち理事長 1名
 - 常務理事 1名
 - (2) 監事 1名
- 2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。但し、必要あるときは社員以外の者から選任する事を妨げない。
- 第16条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 2 本団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。但し、茨城県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。但し、再選を妨げるものではない。

第17条 理事長のみが、本団を代表する。

- 2 理事長は、本団の業務を総理する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行う。
- 4 理事は、本団の常務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼務することができない。

第18条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任まではその職務を行うものとする。

第6章 会議

第19条 会議は社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第20条 定時総会は、毎年2回5月及び7月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要などに開催する。

第21条 会議は理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

第22条 社員総会は、社員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

第23条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第24条 社員総会の議事は、別段の定めがあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第25条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

- 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。但し、急を要する場合はこの限りでない。

第26条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第27条 社員はあらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。但し、代理人は社員でなければならない。

- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第28条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第29条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

- 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第7章 定款の変更及び解散

第30条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、茨城県知事の認可を得なければ変更することができない。

第31条 本団体が解散したときは、理事が精算人となる。但し、社員総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第32条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第8章 雑則

第33条 本団体の公告は、茨城新聞によって行う。

コメント [SATOSHI4]:
官報を推奨

第34条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

付 則

- この定款は、茨城県知事の認可があった日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第18条第1項の規定にかかわらず、平成20年 5月31日までとする。

理 事 長	A
常務理事	B
理 事	C
監 事	D
- この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条並びに第23条第3号及び第4号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず茨城県知事の認可があった日から平成20年 5月31日までとする。

以上、医療法人 社団 行政会 設立のためこの定款を作成し、設立者全員が次に記名押印する。

設立者 茨城県笠原町1丁目1番1号

A

コメント [SATOSHI5]: それぞれ
が個人実印を捺印のこと。

設立者 茨城県笠原町1丁目1番1号

B

設立者 茨城県笠原町1丁目1番2号

C

設立者 茨城県笠原町1丁目1番3号

D